

現行の廃棄物の定義を巡る問題について

1. 現行の廃棄物の定義・運用

法律上は、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染されたものを除く。）」と定義。

その解釈は、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断することとされている。（最高裁判例も採用）

その総合的勘案に当たって、占有者の意思とは、客観的要素からみて社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思であり、占有者において自ら利用し、又は他人に有償で売却することができるものであると認識しているか否かは、廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素になるものではない。

< 廃棄物の定義に関する主な通知の概要 >

	野積みタイヤに関する通知	シュレッダーダストに関する通知
事例	廃タイヤが大量に野積みされ、蚊等の害虫の発生源や火災の発生源となるなど、生活環境保全上の支障を生ずる事件が全国各地で多発。	中間処理業者がシュレッダーダストをふるいにかけてものを産業廃棄物処理業者の許可を有していない事業者(占有者)が燃料として使用する目的で極めて安価で購入(100円/t)、焼却して熱エネルギーを得る計画で4千~5千 ³ m ³ 程度野積みにし数ヶ月間放置、有害物質が検出された。
判断要素	占有者において自ら利用し、又は、他人に有償で売却することができるものであるとの認識がなされている場合において、使用済みタイヤを自ら利用し、又は他人に有償で売却するものであって、これらの目的に速やかに供することを内容とし、かつ履行期限の確定した具体的な契約が締結されていることを占有者に明らかにさせる。 長時間(概ね180日以上)にわたり乱雑に放置されている状態については、その放置されている状態を処分として厳正に対処すべきこと。	性状としては、外見上通常のシュレッダーダストと区別できず、溶出検査により有害物質が検出。 通常、シュレッダーダストは廃棄物として約3万円/tで逆有償で処理されているが、当該事例においては100円/tで購入。 当該物を集積・放置していることから、廃棄物を占有している意思ありと社会通念上合理的に認定しうる。 以上の点から、産業廃棄物であると判断。

2. 問題の所在

現行の廃棄物の定義を巡る問題の所在として次のような点が考えられる

- ・「有価の原材料や製品と称した不適正処理」の問題
- ・総合判断した上で不要物に当たらないものについて、生活環境保全上適正な管理が必要な場合があるのではないか。

3. 欧州の廃棄物の定義について

欧州の廃棄物の定義

EUの廃棄物指令において、廃棄物を「附属書 に掲げるあらゆる物質又は物体であって、所持者が廃棄し、廃棄を意図し又は廃棄しなければならないもの」と定義し、各構成国の国内法も概ねこれに準拠。

欧州司法裁判所において、「廃棄物については、経済的に再利用可能なものが除かれると解釈すべきではない」との判決があり。

「廃棄しなければならないもの」について

- ・「廃棄し」という事実的要素
- ・「廃棄を意図し」という主観的要素

ではカバーしきれないもの、即ち、廃棄しているわけでもなく、また、占有者も廃棄の意思がないようなもの（例えば原材料や製品として保管している、と占有者が主張するようなもの）について、環境保全上適正に取り扱うべきものをカバーするための規定。

参考 廃棄物処理法の規制

廃棄物処理行為に対する規制

- ・ 廃棄物処理基準の遵守
- ・ 輸出入の許可等
- ・ 産業廃棄物の保管基準の遵守
- ・ 産業廃棄物処理の委託基準の遵守
- ・ 産業廃棄物の多量排出事業者の計画の提出等
- ・ 産業廃棄物管理票の交付等（産業廃棄物の処理を委託する場合、排出事業者は受託者に対し管理票を交付し、受託者は処分を終了したときに交付者に対し管理票の写しを送付しなければならない。管理票を交付した者は、その写しを5年間保存するとともに、毎年、交付の状況を都道府県知事に報告しなければならない。）
- ・ 産業廃棄物排出事業者の最終処分までの注意義務

廃棄物処理業に対する規制

- ・ 廃棄物処理業の許可（市町村長（一般廃棄物）又は都道府県知事（産業廃棄物）の許可が必要。）
- ・ 帳簿の記載・保存

廃棄物処理施設に対する規制

- ・ 廃棄物処理施設の設置の許可（都道府県知事の許可が必要。）
- ・ 維持管理基準の遵守
- ・ 施設維持管理に関する事項の記録・閲覧

行政調査命令等

- ・ 投棄の禁止（みだりに廃棄物を捨てることは禁止されている。）
- ・ 焼却の禁止（特定の場合を除き、廃棄物の焼却は禁止されている。）
- ・ 報告の徴収
- ・ 立入検査等
- ・ 改善命令（都道府県知事・市町村長は、廃棄物処理基準の適用を受ける者により、廃棄物処理基準に適合しない処理が行われた場合、処理方法の変更その他の必要な措置を命じることができる。）
- ・ 措置命令（都道府県知事・市町村長は、生活保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を命じることができる。産業廃棄物の措置命令対象者は、不適正処理を行った者、委託基準違反・管理票交付義務違反をした委託者、違反行為を要求・依頼等した者、上記の者のみによっては必要な措置が講じられず、注意義務に照らし適当であるときは、排出事業者、となっている。）

参考 循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「廃棄物等」とは、次に掲げる物をいう。

一 廃棄物

二 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（現に使用されているものを除く。）又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品（前号に掲げる物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）

3～8（略）

参考 独・循環経済の促進及び廃棄物の環境に適合した処理の確保に関する法律（抄）

（適用範囲）

第2条 本法の規定は、次に掲げる行為に適用する。

一 廃棄物の発生抑制

二 廃棄物のリサイクル

三 廃棄物の処分

2 本法の規定は、次に掲げる物には適用しない。

一 動物と殺法、食肉衛生・家禽衛生法、食品・必需品法、牛乳・マーガリン法、動物伝染予防法及び植物保護法並びにこれらの法律に基づく法規命令により処分される物質

二 原子力法に規定する核燃料その他の放射性物質

三 処分につき放射線防御措置法に基づく法規命令の規制を受ける物質

四 鉱山監督署の監督を受ける企業体において地下資源の探鉱、採掘、選鉱及び加工に伴い生ずる廃棄物（これらの行為のみによっては直接かつ通常生じないものを除く。）

五 容器に補集されていないガス状の物質

六 速やかに水域又は下水道施設に排出される物質

七 武器の探索、発掘、運搬、保管、中間処理及び破壊

（定義）

第3条 本法において廃棄物とは、別表 に掲げるいずれかの群に該当し、かつ、その占有者が廃棄し、廃棄の意思を有し又は廃棄しなければならない全ての動産をいう。リサイクル向け廃棄物とは、リサイクルの対象となる廃棄物をいい、処分向け廃棄物とは、リサイクルされない廃棄物をいう。

2 占有者が動産を別表 Bに掲げるリサイクル若しくは別表 Aに掲げる処分に供し、又は供用を止めて事実上の支配を放棄した場合には、前項に規定する廃棄がなされたものとみなす。

3 次の各号のいずれかに該当する動産については、第1項の廃棄の意思があるものとみなす。

一 物質又は製品のエネルギー変換、製造、中間処理若しくは利用又はサービス行為に際して

生じ、これらの行為がその発生を目的としないもの

二 本来の用途に供されなくなり、又はその供用を止めたもの（引き続き本来の用途に代えて新たな用途に供される場合を除く。）

用途は、取引上の通念を勘案し、本人の認識を基礎として判断する。

- 4 動産が本来の用途に供しなくなり、現状が現在又は将来の公共の福祉、特に環境に対して危険性を伴うものとなり、かつ、本法又は本法に基づく法規命令に従って有害性がないリサイクル若しくは処分によらなければ当該危険性が除去できない場合には、第1項の動産を廃棄しなければならない。

別表 廃棄物群

- Q1 以下の各号に規定する製造上又は消費上の残さ物に該当しないもの
- Q2 規格外の製造物
- Q3 有効期間を経過した製造物
- Q4 意図的行為によらずして採取され、紛失し又はその他の災害を被った製造物：災害によって汚染された類似物質、施設部材等を含む
- Q5 意図的行為によって汚染され又は汚された物質（例：清掃残さ物、包装材、容器等）
- Q6 使用不能の成分（例：使用済電池、触媒等）
- Q7 使用できなくなった物質（例：汚染された酸類、溶剤、アルカリ塩等）
- Q8 工業処理工程から発生した残さ物（例：スラグ、蒸留かす等）
- Q9 汚染防止対策を目的とする工程から発生した残さ物（例：ガス洗浄スラジ、エアフィルターの残滓、使用済フィルター等）
- Q10 機械及び研削機器による成形の際に発生した残さ物（例：旋盤くず、フライスクず等）
- Q11 原料の採掘、選鉱の際に発生した残さ物（例：鉱業、原油採掘の際等）
- Q12 汚染された物質（例：PCB 汚染された廃油等）
- Q13 法律上使用を禁止されているあらゆる種類の物質又は製造物
- Q14 占有者が使用しておらず又は使用しなくなった製造物（例：農業、家庭、事務所、商店、作業所等において）
- Q15 土壌浄化の際に発生する汚染された物質又は製造物
- Q16 前各号のいずれにも該当しない物質又は製造物

別表 A 処分作業

本表は、現に実施されているリサイクル方法を掲げる。EU廃棄物指令第4条に従って、廃棄物の処分は、人の健康に危険を生ぜしめることなく、かつ、環境に対して有害となるおそれがある方法又は手段を用いずに行わなければならない。

- D1 地中又は地上における最終処分（即ち、最終処分場等）
- D2 地中における中間処理（例：土中における液状又は泥状の廃棄物の生物学上の作用による分解等）
- D3 注入（例：ボーリング孔、岩塩廃坑又は事前の洞窟等に廃棄物をポンプで送り込むこと等）
- D4 地表散布（例：液状又は泥状の廃棄物の坑、池又は潟への放出等）
- D5 特別設備を備えた最終処分場（例：密閉されかつ相互間及び環境に対して隔離された防

水、隔絶空間での最終処分等)

- D6 海洋以外の水域への投棄
- D7 海底への排出を含む海洋投棄
- D8 生物学的な中間処理で、本表中の他の項目に該当せず、かつそれによって本表に挙げるいずれかの方法で処理される最終化合物又は混合物を発生させるもの
- D9 化学的・物理学的中間処理で、本表中の他の項目に該当せず、かつそれによって本表に挙げるいずれかの方法で処理される最終化合物又は最終混合物を発生させるもの(例:蒸発、乾燥、煅焼、中和、沈殿等)
- D10 地上焼却
- D11 海上焼却
- D12 恒久的最終処分場(例:容器に入れて鉱山で保管すること等)
- D13 本表に定めるいずれかの方法を適用するに先立って行う混和又は混合
- D14 本表に定めるいずれかの方法を適用するに先立って行う成分再調整
- D15 本表に定めるいずれかの方法を適用するまでの間の保管(中間的保管):ただし、収集までの間、廃棄物発生場所で行う一時保管を除く

別表 B リサイクル方法

本表は、現に実施されているリサイクル方法を掲げる。EU廃棄物指令第4条に従って、廃棄物のリサイクルは、人の健康に危険を生ぜしめることなく、かつ、環境に対して有害となるおそれがある方法又は手段を用いずに行わなければならない。

- R1 溶剤の回収・再生
- R2 溶剤として使用されない有機物質のリサイクル・回収
- R3 金属及び金属化合物のリサイクル・回収
- R4 その他の無機物質のリサイクル・回収
- R5 酸類又はアルカリ類の再生
- R6 汚染防止対策に供する成分の再回収
- R7 触媒の成分の再回収
- R8 廃油精製その他の方法による廃油の再利用
- R9 燃料としての使用(直接焼却を除く)又はその他のエネルギー生成手段
- R10 EU廃棄物指令第2条第1項(b)(iii)により除外される廃棄物以外の、堆肥化その他の生物学的な転換手法を含む農業又は生態系の利用を目的とする土壌散布
- R11 R1 R10に挙げるいずれかの方法に際して発生する残さ物の使用
- R12 R1 R11に挙げるいずれかの方法に供するための廃棄物の交換
- R13 本表に定めるいずれかの方法のために予定された物質の集積:ただし、収集までの間、廃棄物発生場所で行う一時保管を除く